一般社団法人鹿児島県茶生産協会入会預り金及び会費規程

（総則）

第１条　この規程は、一般社団法人鹿児島県茶生産協会（以下「本会」という。）の入　会預り金及び会費について、本会の定款第７条に基づき、必要な事項を定めるものと　する。

（入会預り金）

第２条　入会預り金１口は１千円とし、２５口以上を預けるものとする。

（会費）

第３条　会費は次のとおり区分する。

　　 (1)　農業団体会費

　　(2)　生産者会費

　　(3)　経営向上会費

　　２　農業団体会費の額は、総会において決定する。

　　３　生産者会費の額は、会員が前年度に生産した荒茶１キログラムにつき３円をも　　　って計算した額とする。

　　４　茶業経営向上会費の額は、会員が前年度に生産した荒茶１キログラムにつき１　　　円をもって計算した額とする。

（納入）

第４条　会費の納期は次のとおりとする。

　　 (1)　１期　５月３１日まで

　　(2)　２期 ９月３０日まで

　　２　生産者会費は、市町村支部又は地区支部でとりまとめて納入する。

　　３　生産者会費の納入については、荒茶の販売先又は農業協同組合に委託できるも　　　のとする。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２．この規程の施行に伴い、社団法人鹿児島県茶生産協会会費規程は廃止する。